

凡例は、下段欄外を参照。

第2期長野県強靱化計画の数値目標の達成状況及び第3期計画における取組の方向性

第2期強靱化計画				第2期計画の数値目標の達成状況				第3期計画における取組の方向性	担当課室		
取り組むべき事項	32の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理 (脆弱性評価)	施策	指標	当時の現状(基準年度) ↓ 目標(達成年度)	目標の達成状況	施策実施に伴う課題・問題点 (具体的に記載)				
重点項目1 「学び」と「自治」を進める地域防災力の充実		<ul style="list-style-type: none"> <取組> ○ 地域防災の要である「消防団」の充実強化に向けた取組みを実施 ○ 自主防災組織の強化に向けた啓発の実施 ○ 要配慮者を対象とする避難体制の整備 ○ 災害時における広域福祉応援体制の整備 ○ 火山に関する地域防災体制の推進 ○ 防災教育の推進・学びの場の拡大 ○ 県民向体験型出前講座「地域の防災力をアップしよう」の開催 		○人口1000人当たり消防団員数	16.85人(2016) ↓ 17.20人(2022)	Ⅱ-ア	消防団の新たな担い手である若年層人口の減少や、若者の価値観の変化、地域とのかかわりの希薄化などにより、新規入団者の確保が難しく、消防団員数の減少が続いている。	実態に則した目標設定へ見直し 国は当面の目標として女性消防団員の割合を5%としていることから目標を維持	消防課		
				□消防団員数に占める女性消防団員数の割合	3.1% (2016) ↓ 5.0% (2022)	Ⅱ-ア	女性消防団員数は令和2年度まで増加傾向であったが、それ以降、消防団員数の減少とともに減少に転じている。				
				□災害時住民支え合いマップ等の作成地区数	2,491地区(2016) ↓ 要配慮者がいるすべての地区(3590地区※毎年調査)(2021年度)再掲	Ⅱ-ウ	個別避難計画等の国の施策とのすみ分け新型コロナウイルス感染症の拡大で地域における作成の取組が困難				
重点項目2 地震から命を守る建物の強靱化		<ul style="list-style-type: none"> <取組> ○ 住宅所有者に対する耐震化の普及・啓発の実施 ○ 住宅所有者が耐震化を容易にする環境の整備 ○ 住宅・建築物耐震改修総合支援事業補助金による耐震改修の促進 ○ 火災・地震保険、共済加入の促進 ○ 被災者生活再建支援制度などの被災者支援制度の周知 ○ 学校・幼稚園・保育所の耐震化促進 ○ 病院の耐震化促進 ○ 旅館・ホテルの耐震化促進 ○ 市町村防災拠点の強靱化 		○住宅の耐震化率	80.1% (2016) ↓ 90.0% (2022)	Ⅱ-ア	住宅の状態、所有者の状況等により求められる支援が様々耐震改修費用が高額	建替えや住替えの促進を図ると共にアクションプログラムの取組みを強化し、耐震化を加速する。	建築住宅課		
				○地震保険の附帯率	56.7% (2016) ↓ 65.0% (2022)	Ⅰ-イ	地震災害のみならず、他の災害に備えた保険・共済への加入促進を図る必要がある。			数値目標の上方修正	危機管理防災課
				○子供たちが利用する一定規模以上の学校等の耐震化	100% (2022)	Ⅱ-ウ	私立幼稚園と私立保育園については資金面等から耐震化が難航している。			数値目標の設定なし	建築住宅課
重点項目3 集中豪雨などから命を守る水害・土砂災害対策		<ul style="list-style-type: none"> <取組> ○ 大水害に対する「地域の取組方針」の策定と対策の実施 ○ 「地域の防災マップ」「災害時住民支え合いマップ」等の作成を支援 ○ 要配慮者利用施設による避難計画・避難訓練を推進 ○ 要配慮者利用施設を保全するハード・ソフト一体対策の推進 ○ 地域との協働により事前防災治山計画の策定 ○ 「山地防災マップ」の整備 		○最大規模の降雨での洪水浸水想定区域図の作成河川数	6河川(2017) ↓ 34河川(県内における水位周知指定対象の全河川)(2021)	Ⅰ-ウ	特になし	目標値を達成したため、水位周知指定対象河川を中小河川に変更し、浸水想定区域図作成を推進	河川課		
				○要配慮者利用施設※における避難確保計画・避難訓練の実施設数	180施設(2016) ↓ 525施設(2022)	Ⅰ-ウ	施設管理者の中には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が法律で義務付けられているという認識がない施設があるコロナ禍により、施設側のマンパワーが不足している。令和3年度の土砂災害防止法改正により、施設が避難訓練を実施した際は、市町村へ報告することが義務となった。			数値目標の設定なし	砂防課
				○地域との協働で行う事前防災治山計画の策定数	0箇所(2017) ↓ 50箇所(2022)	Ⅱ-ウ	特になし			目標は未達成だが、次期は「新たに治山事業によって保全される集落の数」と目標を一本化し、治山事業を推進したい。	森林づくり推進課

第2期強靱化計画				第2期計画の数値目標の達成状況				第3期計画における取組の方向性	担当課室	
取り組むべき事項	32の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理 (脆弱性評価)	施策	指標	当時の現状(基準年度) ↓ 目標(達成年度)	目標の達成状況	施策実施に伴う課題・問題点 (具体的に記載)			
第1節	人命の保護	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	①耐震性を満たしていない住宅が多数存在。人命の保護とともに、災害発生後も日常生活が継続できるように住宅の耐震化の一層の推進が必要	①市町村と協力して耐震診断、耐震改修にかかる助成等の支援等などの耐震化を着実に推進	○住宅の耐震化率	80.1% (2016) ↓ 90.0% (2020) 再掲	Ⅱ-ア	住宅の状態、所有者の状況等により求められる支援が様々耐震改修費用が高額	建替えや住替えの促進を図ると共にアクションプログラムの取組みを強化し、耐震化を加速する。	建築住宅課
			②電柱倒壊による緊急車両の通行支障対策や、ブロック塀倒壊による人的被害防止が必要	②無電柱化工事の推進や、通学路等を中心にブロック塀の点検、是正指導を推進	○無電柱化延長	45.5km (2016) ↓ 46.1km (2022)	Ⅰ-ア	電線管理者等との調整が必要	国の新たな無電柱化推進計画を踏まえ、第3期は事業着手済み延長を目標とする。	道路管理課
			③住宅密集地における安全な都市環境の整備が必要	③市街地の延焼防止や避難時の安全を確保するため、安全な都市環境の整備を促進	●市街地の延焼防止等用途地域内都市計画道路整備率 ●市街地の延焼防止等市街地整備面積 □市街地の延焼防止都市公園整備面積	48.6% (2016) ↓ 51.6% (2022) 2,798ha (2016) ↓ 2,858ha (2022) 14.76㎡/人 (2016) ↓ 15㎡/人 (2022)	Ⅰ-イ Ⅰ-ウ Ⅰ-イ	特になし 特になし 特になし	目標は達成したが、未だに整備率は全国平均に比べ低い状況にあるため、新たな目標数値を設定して、引き続き用途地域内都市計画道路の整備を推進 目標は達成しており全国平均よりも高い水準にあるため、引き続き整備促進を図る。	都市・まちづくり課
	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	①大規模な建築物の早期の耐震診断や耐震改修が必要	①市町村と協力して大規模建築物の耐震診断などに対する助成や耐震改修に関する情報を提供要緊急安全確認大規模建築物や子供たちが利用する一定規模以上の学校等は重点的に取り組む。	○耐震化率(多数の者が利用する大規模な建築物) ○耐震化率(要緊急安全確認大規模建築物)	83.5% (2011) ↓ 95.0% (2020) 2020までに完了	Ⅱ-ア Ⅱ-ア	建物の状態、所有者の状況により求められる支援が様々耐震改修費用が高額 建物の状態、所有者の状況により求められる支援が様々耐震改修費用が高額	民間施設は経営状況や工事中の影響等から診断後の改修工事の促進が難しいため、用途に応じた重点的な取組みにより耐震化促進を図る。 民間施設は経営状況や工事中の影響等から診断後の改修工事の促進が難しいため、用途に応じた重点的な取組みにより耐震化促進を図る。	建築住宅課	
		②一定規模以上の県有施設の耐震性能は確保されたが、震災時の吊り天井等の非構造部材の落下や災害応急対策の拠点としての機能喪失の防止が必要	②「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づき、県有施設の非構造部材の落下防止対策や災害拠点施設の割増補強等を推進	○耐震化率(子供たちが利用する一定規模以上の学校等)	98.02% (2016) ↓ 100% (2020) 再掲	Ⅱ-ウ	私立幼稚園と私立保育園については資金面等から耐震化が難航している。	数値目標の設定なし		
		③公立学校の耐震化はおおむね順調。県立高校及び特別支援学校においては、引き続き「県有施設耐震化整備プログラム」対象外施設の耐震対策や天井材、外壁材の落下防止対策の推進が必要	③県立高校及び特別支援学校では、「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づいた施設の耐震対策や非構造部材の落下防止対策を推進	○中規模施設等の耐震化を行う棟数(県立高校の昇降口棟、技術専門学校など) ○吊り天井等の躯体以外の部分の耐震化を行う棟数(県立高校及び特別支援学校、庁舎、文化会館など)	26棟 (2016) ↓ 175棟 (2020) 35棟 (2016) ↓ 51棟 (2020)	Ⅰ-ウ Ⅰ-ウ		R3年度で第二期県有施設耐震化整備プログラムが終了 R3年度で第二期県有施設耐震化整備プログラムが終了	施設課 教育委員会	
	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	①急峻な地形や脆弱な地質といった自然条件に加え、都市化の進展により流域の保水力が低下していること、局所的な集中豪雨が近年多発していること等から、治水対策が必要	①県民が安全で安心して暮らせるように、河川施設及び洪水調節施設の整備、内水対策等を実施し、国、市町村等とともに総合的な治水対策を重点的に推進	市街地を流下し、氾濫被害発生のおそれの高い河川における浸水想定家屋数	8,100戸 (2016) ↓ 4,600戸 (2022)	Ⅰ-イ	特になし	目標は達成見込みだが、「河川改修による水害リスク低減家屋数」を設定し、取組を継続	河川課	
		②全国各地で大規模な洪水被害が発生していることから、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築を推進	②全ての県管理河川において、県、市町村等からなる大規模氾濫減災協議会を設置して、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために取り組む事項をまとめた「取組方針」を策定	○想定最大規模降雨での浸水想定区域図の作成	6河川 (2017) ↓ 34河川 (2021)	Ⅰ-ウ	特になし	目標値を達成したため、水位周知指定対象河川を中小河川に変更し、浸水想定区域図作成を推進		
	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	①土砂災害危険箇所における対策必要箇所が多数存在するため、ハード対策の推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策の推進が必要	①ハード対策の着実な推進と、警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を実施	□土砂災害から保全される人家戸数 ●要配慮者利用施設の土砂災害対策完了数	53,000戸 (2017) ↓ 55,000戸 (2022) 31施設 (2017) ↓ 55施設 (2022)	Ⅰ-ア Ⅰ-ア	特になし 特になし	第3期目標を新たに設定 第3期目標を新たに設定	砂防課	
		②崩壊地や土石流下部が森林域であったことなどから、森林整備と施設整備が一体となった「災害に強い森林づくり」の推進が必要	②森林整備と施設整備が一体となった治山事業の推進や、航空レーザー測量データを活用した山地災害危険箇所の抽出を推進	□土砂災害特別警戒区域内の避難所に対する土砂災害対策着手法 □緊急に整備が必要な個所に近接し新たに治山事業によって保全される集落の数 ●重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数 ●地域との協働で行う事前防災治山計画の策定と防災マップの作成の実施箇所数	0施設 (2017) ↓ 12施設 (2022) 0集落 (2017) ↓ 200集落 (2022) 69施設 (2017) ↓ 84施設 (2022) 0箇所 (2017) ↓ 25箇所 (2022)	Ⅰ-ウ Ⅰ-ア Ⅰ-ア Ⅱ-ウ	特になし 特になし 特になし 特になし	数値目標の設定なし 目標は達成。引き続き集落保全のため、新たな目標数値を設定して治山事業を推進していく。(数値は、過去からの「累計値」での表記に変更する。) 目標は達成。未だ老朽化した施設が存在するため、新たな目標数値を設定して治山施設の長寿命化対策を推進していく。 目標は未達成だが、次期はソフト対策に係る各種取組を実施することとし、数値目標は設定しない。	森林づくり推進課	
		火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	①御嶽山噴火災害を踏まえ、観測体制の強化、登山者等の安全確保施設等の充実、火山活動情報の提供、関係者の情報共有などの推進が必要	①火山防災協議会への支援、火山研究施設との連携、御嶽山火山マスターの育成、火山避難施設への支援、携帯電話不感地域の解消を実施	—	—	—	—	—	
	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	①迅速な避難行動を実施するために、適切な避難勧告を発令するとともに、住民や観光客等の滞滞者に発令情報を伝達するため、携帯電話会社による緊急速報メールの活用が必要	①適切に避難勧告等を発令するとともに、住民が適時的確な避難行動をとれるよう周知徹底	□災害時住民支え合いマップ等の作成地区数	2,491地区 (2016) ↓ 要配慮者がいるすべての地区(3590地区※毎年調査)(2021年度) 再掲	Ⅱ-ウ	個別避難計画等の国の施策とのすみ分け新型コロナウイルス感染症の拡大で地域における作成の取組が困難	住民支え合いマップの取組の成果を市町村における個別避難計画作成に活かす。	地域福祉課	
		②児童生徒が自ら危険を回避する力を育成するため、防災教育の充実が必要	②学校における防災教育の指針である「防災教育の手引き」を普及させるとともに、学校防災アドバイザーを派遣するなど学校におけるモデル的取組を実施して実践的な安全教育の指導法構築を推進し、災害発生時に児童生徒が自ら危険を回避する力の育成を図る。	—	—	—	—	—		
		③災害発生時に支援を必要とする要配慮者が、迅速かつ安全に避難できる地域づくりを進めるため、市町村による個別計画策定の推進が必要	③避難支援計画を具体化する手法として、災害時住民支え合いマップの作成支援や活用促進を図ることで、住民の支え合いによって要配慮者が安全に避難できる地域づくりを推進	—	—	—	—	—	—	

第2期強靱化計画				第2期計画の数値目標の達成状況				第3期計画における取組の方向性	担当課室	
取り組むべき事項	32の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理 (脆弱性評価)	施策	指標	当時の現状(基準年度) ↓ 目標(達成年度)	目標の達成状況	施策実施に伴う課題・問題点 (具体的に記載)			
	1-6	避難勧告・指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	④社会福祉施設などの要配慮者利用施設は、災害時においては要配慮者が迅速な災害対応が困難であることを前提に、地域の実情を反映した警戒避難体制を整備するとともに、職員が発令された避難情報を正しく理解し、迅速な避難行動に移ることが出来る取り組みを行うことが必要 ⑤聴覚障がい者は音声情報による伝達が困難であり手話が言語であることを理解し、災害時にろう者の安全を確保し、手話で避難誘導のできる住民を増やすことが必要	市町村と連携し、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、避難確保計画が地域の実情を反映し実効性の高い計画となるよう促すとともに、計画に基づき災害発生時に利用者が迅速な避難行動をとることができるように、実効性の高い避難訓練の実施に向けた指導・助言を行う。 ④県は、災害時のろう者の安全を確保するため、災害時に役立つ手話講座の開催等を通じて手話で避難誘導のできる住民を増やし、地域の防災力を高める。	— —	— —				
第2節 迅速な救助、救急活動等	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	①落石防護網などの防災対策施設を整備し、道路災害の未然防止が必要	①落石や岩石崩落などの道路防災点検の結果に基づき、順次、防災対策工事を実施(緊急輸送路を優先)	□震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の対策率	85% (2016) ↓ 95% (2022)	Ⅱ-ア	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における安定的な予算確保が必要	緊急輸送道路のうち危険箇所の解消箇所数を目標とする。 緊急輸送道路にある橋梁の耐震補強の整備率を100%とする。 緊急輸送道路は、災害時に避難・援助・物資供給の応急活動を迅速に行うため、緊急車両や道路利用者の通行を確保する必要があるなど、緊急輸送道路のうち通行止めリスクの高い箇所の解消を優先して進める。	
			②緊急輸送路における要対策橋梁等について、震災対策の進捗が必要	②緊急輸送路の機能確保を図るため、橋梁や跨線橋・跨道橋の耐震補強を実施 また、一定高さ以上の沿道建築物について建物所有者と協力し、耐震化を推進	●震災対策緊急輸送路にある橋梁の耐震補強の整備率	98% (2016) ↓ 99% (2022)	Ⅰ-ア	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における安定的な予算確保が必要		
			③大雪に伴う孤立を防止するため、道路の除排雪をはじめ冬期交通の確保対策の推進が必要	③平成26年2月大雪災害の経験を踏まえ、除雪支援体制の構築、除雪機械の増強、ホームページ等を活用した広報を実施	緊急輸送路の供用延長(うち())は高規格幹線道路分	31.1 (7.6) km (2022)	Ⅰ-イ	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における安定的な予算確保が必要		
			④断水や物流の途絶による物資不足に対し、適切な量と迅速な提供態勢の確保が必要	④市町村による水、食料等の確保や迅速な提供、それを補完する役割の県による備蓄の実施 断水に対し、長野県水道協議会の会員は、給水車や職員の派遣による応急復旧活動支援を実施 県企業局は、給水車の派遣や、「川中島の水」ペットボトルを製作し、災害時における飲料水の補給手段として活用	— — —	— — —	— — —	— — —		— — —
			⑤孤立集落への救援物資搬送や救急救助を行うため、ヘリコプターの活用が重要	⑤広域的なヘリコプター支援に備えるとともに、離着陸場所がない孤立集落に対し、救助ホイストや物資吊下げの対応を実施	—	—	—	—		—
			①自主防災組織の立ち上げや活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上が必要	①地域づくり、地域活性化のひとつとして自主防災組織の充実・強化を前出講座、自主防災アドバイザーの委嘱等により推進	●自主防災組織率の向上による地域防災力の強化	92.5% (2016) ↓ 93.5% (2022)	Ⅰ-ア	少子高齢化や過疎化などの社会情勢の変化に伴い、地域の防災を担う人材が不足し、防災体制が脆弱になっている。		目標を達成したが、短期間での役員交代や人材不足等により、活動の継続が課題となっている自主防災組織もあるので、引き続き、組織体制の強化や活動の充実を支援していく。
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	②女性消防団員の参加が増加、応急手当の普及活動などに活躍。減少傾向にある消防団員の効果的な確保対策が必要	②県、県消防協会と連携し、消防団への支援を継続するとともに、団員確保に向けた取組みを推進	○長野県内の消防団員数	34,830人 (2017) 団員数の維持 (2022)	Ⅱ-ウ	消防団の新たな担い手である若年層人口の減少や、若者の価値観の変化、地域とのかかわりの希薄化などにより、新規入団者の確保が難しく、消防団員数の減少が続いている。	人口減少下において、消防団員数の維持が難しいことから、目標を人口10万人当たりの消防団員数とし、充実強化に取り組む。	
			③被災地の救助・救急ニーズが大幅に増加することを踏まえ、消防による迅速な救助活動を実施するため、人員や資機材等の消防力の強化が必要	③適切に緊急消防援助隊の応援を受けるため、応援要請の迅速化等、受援計画の見直しを実施 消防防災ヘリコプターの安定的な運航体制を維持	□長野県内の消防団員のうち女性消防団員が占める割合(再掲)	3.1% (2017) ↓ 5.0% (2022)	Ⅱ-ア	女性消防団員数は令和2年度まで増加傾向であったが、それ以降、消防団員数の減少とともに減少に転じている。	国は当面の目標として女性消防団員の割合を5%としていることから目標を維持	
			⑤県内外での災害対応能力の強化を図るため、災害警備訓練の更なる実施が必要	⑤長野県警察広域緊急援助隊、緊急災害警備隊、各警察署の第二機動隊の対応能力を高めるため、他機関との合同訓練及び警察独自訓練を実施	○災害警備対応能力の強化 各種訓練の実施	129回 (2016) ↓ 115回以上 (2022)	Ⅰ-ウ	—	目標は達成したが、今後は訓練の質や効果を重視するため、目標数値を定めず、引き続き訓練の実施に取り組む。	
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	①災害拠点病院など、優先度が高い施設等への石油類燃料の安定供給を確保し、災害対応能力の強化が重要	①県内の中核給油所(41箇所)及び小口燃料配送拠点(21箇所)への石油類燃料備蓄を推進	□石油等の備蓄	62施設約500kℓ (2017) ↓ 現状維持	Ⅰ-イ	「災害時における石油類燃料の供給等に関するマニュアル」を、燃料供給者と重要施設等管理者等に周知徹底すること及び給油方法等の状況を把握すること。	数値目標は現状維持	
2-4	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	①平成23年2月に策定された長野県災害医療活動指針や地域災害医療活動マニュアルに基づいた定期的な訓練を行うことの必要性や、マニュアルについては、実際の災害や訓練の結果を踏まえて適宜見直ししていくことが必要	①長野県災害医療活動指針を見直すとともに、二次医療圏ごとの地域災害医療活動マニュアルについても、見直しを促進します。あわせて、関係機関による訓練の実施を促進します。	○急性期を脱した後の対応を含む地域災害医療活動マニュアルを策定した二次医療圏数	1医療圏 (2017) ↓ 10医療圏 (2023)	Ⅱ-ウ	国の方針に合わせて災害医療活動指針の見直し予定であるが、関係機関との調整ができていない。コロナ対応等に比べ優先順位が低い。	近年の災害を踏まえ、急性期から回復期までの対応状況について、各医療圏で整理されるよう、引き続き促すとともに、県の災害医療指針の見直しにも取り組んでいく。		
		②医療機関、行政、消防などの多機関共同で実動訓練を実施する地域が増加傾向 ②DMATの整備が進む一方、災害急性期を脱した後には支援する医療救護班の整備には、より一層の取組が必要 ③病院内に雇用し配置する「独自雇用」、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣」、電話等で対応する「遠隔医療通訳」など、地域の実情にあった体制整備と医療通訳者の育成が必要	②災害拠点病院を含むすべての病院における業務継続計画の策定の促進などにより被災によるリスクの軽減を図ります。 DMAT隊員の必要数を確保するため計画的な養成に努めます。 医療通訳体制の整備を推進するため、公益財団法人長野県国際化協会と連携し、必要な医療通訳人材の育成や、医療通訳体制を整備するため広域で検討する機会を設けていきます。	○行政、災害拠点病院、医師会等の関係機関によるコーディネート機能の確認を行う災害訓練の実施二次医療圏数 ○病院における業務継続計画の策定率 ○長野県DMAT養成研修年間修了者数	7医療圏 (2016) ↓ 10医療圏 (2023) 13.8% (2017) ↓ 100% (2023) 24人 (2013~2016の平均) ↓ 24人以上 (2023)	Ⅱ-ア Ⅱ-ア Ⅰ-ア	関係機関が多くあり、音頭取りをする機関が定まっていない。コロナ対応等に比べ優先順位が低い。 病院職員のマンパワー不足等により、BCPの策定に取り組めていない病院が多くある。コロナ対応等に比べ優先順位が低い。	訓練を実施している圏域での取組を共有し、すべての医療圏で災害訓練が行えるよう引き続き取り組んでいく。 研修会の内容を見直すなど、多くの病院で策定できるよう取り組むとともに、対象については、今後医療計画の見直しの中で検討をしていく。		
2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	①被災地域における疫病・感染症等の大規模発生を防止するため、マニュアルの作成などによる体制整備が必要	①感染源対策、感染経路対策、健康管理対策を内容とする「災害時における感染予防対策マニュアル」を作成し、感染症の大規模発生を防止	—	—	—	—	—		

第2期強靱化計画				第2期計画の数値目標の達成状況				第3期計画における取組の方向性	担当課室			
取り組むべき事項	32の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理 (脆弱性評価)	施策	指標	当時の現状(基準年度) ↓ 目標(達成年度)	目標の達成状況	施策実施に伴う課題・問題点 (具体的に記載)					
第3節 必要不可欠な行政機能、情報通信機能の確保	3-1	信号機の停止等による交通事故の多発	①信号機への電源供給が遮断された場合の対応が施された信号機の整備が一部にとどまっているため、着実な整備の推進が必要	①信号機能停止の防止のため、信号機電源付加装置、発動発電機直結型接続ケーブルの整備を推進	○停電による信号機の機能停止を防止するための各種対策	77基(2016) ↓ 104基(2022)	I-ア	令和元年発生時の台風19号災害の際に停電が発生し、100基以上の信号機に電源が供給されない事態が発生した。	令和元年発生時の台風19号災害の際に停電が発生し、信号機に電源が供給されない事態が発生したが、国土強靱化事業により整備した信号機に電源を供給する「信号機電源付加装置」により、一部の信号機に電源が供給され、安全で円滑な交通環境を確保することができた。今後も緊急輸送路上の重要な信号機に対して、継続的な整備が必要である。	交通規制課		
			②信号機への電源供給が遮断された場合の対応が施された信号機の整備が一部にとどまっているため、着実な整備の推進が必要	②信号機能停止の防止のため、信号機電源付加装置、発動発電機直結型接続ケーブルの整備を推進	○停電による信号機の機能停止を防止するための各種対策	整備率66.58%(2016) ↓ 整備率100%(2022)	II-ア	令和元年発生時の台風19号災害の際に停電が発生し、100基以上の信号機に電源が供給されない事態が発生した。				
	3-2	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	①人員の参集不足などに伴う災害応急対策の遅れが発生することから、引き続き災害想定、庁舎機能不能時の対応、資源確保等の研究が必要	①大規模自然災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした業務継続計画(BCP)の更新・見直しを継続するとともに、庁舎機能不能時の対応等を研究	—	—	—	—	—	危機管理防災課		
			②甚大な被害を受けた市町村に対する技術支援が必要	②市町村へ情報連絡員を派遣し、迅速かつ円滑な災害対応の実施	□土砂災害特別警戒区域内の避難所に対する土砂災害対策着手法	0施設(2017) ↓ 12施設(2022) 再掲	I-ウ	特になし	数値目標の設定なし	砂防課		
			③「県と市町村との協議の場」において検討、強化された県内市町村間による人的支援、物資調達等の広域応援体制を、有効に機能させるための取り組みが必要	③県内市町村同士の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう、代表市町村会議の開催や定期的な訓練等の支援を実施	—	—	—	—	—	—	—	—
			④災害応急対策の指揮・情報伝達活動を行う庁舎等について、耐震性の確保や設備の充実が必要	④災害応急対策の拠点となる施設の耐震性の確保や非常用電源などの設備の整備を計画的に実施	災害拠点となる県有施設の割増補強等による耐震化(県庁、合同庁舎、警察署等)	16施設(2016) ↓ 34施設(2020)	I-ウ	あり方検討中の施設が未着手。R3年度末の第二期県有施設耐震化整備プログラムの完了にともない、未着手の施設については、今後、個別対応	R3年度で第二期県有施設耐震化整備プログラムが終了	施設課		
			⑤「県有施設耐震化整備プログラム」の実施により、昭和56年以前に建設された災害拠点施設等については、耐震改修等を行ってきましたが、それ以降に建設された施設において、施設の損傷やライフラインの途絶が生じた場合には、災害応急対策の拠点としての機能を喪失し、業務が行えない恐れがある。	⑤平成19年度に策定した「県有施設耐震化整備プログラム」の完了を受け、震災直後でも災害応急活動や業務継続に支障を生じないようにするために新たに作成した「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を、平成32年度を目標年度として、災害拠点施設の割増補強や設備の防災機能の強化を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—
			⑥大規模自然災害が発生した際、関係機関と被害状況の把握や応援要請等の連絡を迅速に実施する必要があるため、無線通信設備を整備しており、非常時に通信手段が途絶えることがないよう、維持管理を実施	⑥大規模自然災害発生時等にも通信手段が途絶えることがないよう、適切な維持管理を実施します。	—	—	—	—	—	—	—	—
	3-3	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	①NTT東日本は、災害時の通信ネットワークが途絶しないよう、引き続き万全な体制を維持	①NTT東日本は、災害対策機器を用いた早期通信回復を実施するとともに、引き続き地方自治体や自衛隊と協力して通信確保訓練を実施	—	—	—	—	—	—	—	
			②NTTドコモは、信頼性の向上、重要通信の確保、通信サービスの早期復旧を3原則とし、非常時にこそライフラインとしての使命を果たせるように取り組む。	②通信設備の二重化、重要施設の分散化を進めるとともに、移動電源車や移動基地局車等の災害対策機材を配備し、通信を確保。また、帰宅困難者に対してNTTドコモ長野ビルを解放	—	—	—	—	—	—	—	
			③KDDIは、長時間停電による予備電源の枯渇と、基地局のアクセス回線の遮断に対する備えを実施	③KDDIは、被災地域の通信確保のため、車載型・可搬型基地局の設置や、避難所等屋内通信を確保するため、フェムト基地局の設置等を引き続き推進	—	—	—	—	—	—	—	—
			④ソフトバンクは、「情報＝ライフライン」を自覚し、強固なネットワーク構築と、緊急時の体制整備、防災に関する情報の提供に取り組む。	④ソフトバンクは、通信拠点の耐震及び停電対策を引き続き実施し、移動基地局の配備などの災害時応急復旧対策等を推進	—	—	—	—	—	—	—	—
3-4	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	①NHK長野放送局は、テレビ、ラジオでの速報と特設ニュースを通じて被害、避難、ライフラインに関する情報を途絶することなく放送	①NHK長野放送局は、災害の情報をできるだけ細かく伝えるとともに、災害情報ホームページへの最新の報道原稿の掲載や、「L字」と呼ばれるテレビの字幕放送でも情報を発信	□Lアラートを運用する市町村	77市町村(2016) ↓ 現状を維持	I-ウ	特になし	特になし	危機管理防災課			
		②県民の災害情報入手手段はテレビ、ラジオが多い状況であり、それらに適切かつ迅速な情報提供が必要	②③インターネットや電子メール等を活用した情報発信機能を強化するため、長野県防災情報システムの構築を実施	—	—	—	—	—	—	—		
		③インターネット、電子メールやSNSなどの媒体を通じて効率的、効果的な情報提供の実施が必要	—	—	—	—	—	—	—	—		
		④長野県大規模災害ラジオ放送協議会は、防災に関するラジオ放送を制作・放送するとともに、「防災ハンドブック」を発行	④長野県大規模災害ラジオ放送協議会は、ラジオ番組を通じて地震に対する備えを中心に「事前の備え」の大切さを伝え続けるとともに、防災ハンドブックの発行による啓発を継続	—	—	—	—	—	—	—		
		⑤長野県に宿泊する外国人観光客は近年大きな伸びを示しているが、災害に際して外国人観光客が適正な対応行動を行うためには、それぞれの観光客の母国語による正確な災害情報が提供されることが必要	④「NAGANO多言語コールセンター」など、外国人観光客と日本人の情報疎通に向けた取り組みを行うとともに外国語によるパンフレット類の整備など外国人に対する正確な情報提供を推進	—	—	—	—	—	—	—		

第2期強靱化計画				第2期計画の数値目標の達成状況				第3期計画における取組の方向性	担当課室			
取り組むべき事項	32の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理 (脆弱性評価)	施策	指標	当時の現状(基準年度) ↓ 目標(達成年度)	目標の達成状況	施策実施に伴う課題・問題点 (具体的に記載)					
第4節	ライフラインの確保、早期復旧	4-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止	①中部電力は、電力の長期供給停止を発生させないため、これからも必要に応じて発電所、送電線網や電力システムの災害対応力の強化を行う。	①中部電力は、防災訓練や復旧作業訓練などを繰り返し実施し、県、警察、消防、自衛隊等が実施する連絡会議や訓練に積極的に参加。発電・送電・変電・配電設備の適切な維持管理・更新を実施	●発電設備容量で見るエネルギー自給率	91.0% (2016) ↓ 131.3% (2022)	Ⅱ-イ	既存施設への自家消費型を中心とした再生可能エネルギーの更なる導入が必要	長野県ゼロカーボン戦略の策定に伴い、新たに「最終エネルギー消費量で算出するエネルギー自給率」へ変更する。	ゼロカーボン推進室		
			②長野県LPガス協会は、協定に基づき県や市町村から要請があった場合は緊急点検、容器回収、被害状況調査、設備工事及び供給等を実施	②長野県LPガス協会は、中核充填所としてのLPガス販売事業者等と災害に強い安定したLPガスの供給を目指す。	○県営水力発電所建屋の耐震化率	92.9% (2016) ↓ 100.0% (2019)	Ⅰ-イ	特になし	目標を達成したため、電力ネットワークの確保に向けた新たな目標(指標)として、停電時に自立運転する機能が付加された水力発電所の増加を推進する。	企業局		
			③長野県ガス協会は、都市ガスの防災対策として設備対策・緊急時対策・復旧対策を柱としてさらなる供給信頼性の向上に取り組む。	③長野県ガス協会は、都市ガスネットワークに耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用。防災訓練の定期的な実施や、被害が甚大と予測される場合は供給停止、全国的な応援体制により迅速に再開	—	—	—	—	—	—	—	
			④長野県石油商業組合は、協定に基づき県が指定する緊急車両等や医療機関、避難所等の施設に石油類の優先提供を実施。必要な給油所地下タンク製品の備蓄を推進	④長野県石油商業組合は、県と連携して災害対応型中核給油所に対して一定の在庫を備蓄するための管理費等について支援を実施	—	—	—	—	—	—	—	—
			⑤省エネルギー化の促進と、自然エネルギーの普及拡大によりエネルギー自給率を高めることが必要	⑤国の再生可能エネルギー等導入推進基金を活用し防災施設への自然エネルギー設備導入を支援	エネルギー消費量でみるエネルギー自給率	7.7% (2014) ↓ 15.5% (2022)	Ⅱ-イ	既存施設への自家消費型を中心とした再生可能エネルギーの更なる導入が必要	長野県ゼロカーボン戦略の策定に伴い、新たに「最終エネルギー消費量で算出するエネルギー自給率」へ変更する。	ゼロカーボン推進室		
			⑥電力供給復旧までに時間を要する大規模地震に備えるため、県企業局の水力発電施設の耐震化や上水槽等の施設及び県企業局管理ダムの耐震性能照査を計画的かつ着実に推進することが必要	⑥県企業局の発電所建屋の耐震化や上水槽等の施設及び県企業局管理ダムの耐震性能照査を計画的に推進	—	—	—	—	—	—	—	—
	4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	①上水道の基幹管路、浄水場、配水池等に対する一層の耐震化が必要	①水道事業者に対し、重要度に応じて優先順位をつけた耐震化計画の策定を促進	○上水道・用水供給の基幹管路の耐震適合率	35.2% (2016) ↓ 50.0% (2026)	Ⅱ-ア	国の予算状況により、国庫補助要望額以下になる事業年度があり、事業計画の見直し等計画的な整備に支障が生じている。本県は小規模な水道事業者が多く、国庫補助の活用を促進するためには採択基準の緩和が必要	水道施設の停電・土砂崩れ・浸水対策の促進を追加	水大気環境課			
			②県企業局の末端給水事業・用水供給事業について、基幹施設、管路のほか、病院・避難所等の重要施設への配水管の耐震化の計画的かつ着実な推進や災害時における市町村と企業局の役割分担の明確化や連携協力が必要	②県企業局の水道事業(末端給水・用水供給)に係る浄水場等の基幹施設及び送水管等の基幹管路については、優先的に耐震化を推進。末端給水事業においては、病院や避難所となる学校等の「重要給水施設」に至る管路の耐震化も併せて推進。周辺地域が断水になった場合にも、給水が可能な拠点「安心の蛇口」を順次整備するほか、市町村と企業局の災害協定の締結や合同の防災訓練を実施	○県の水道事業(末端給水)における基幹施設(浄水施設)の耐震化率	50.0% (2016) ↓ 100.0% (2019)	Ⅰ-ウ	特になし	特になし	特になし		
			また、火山噴火による火山灰の河川への混入による酸性値上昇を想定した水質検査及び薬品調達体制整備が必要	火山灰混入による酸性値上昇に備え、質の高い水質検査を継続するほか、薬品業者と苛性ソーダの優先調達協定を締結	○県の水道事業(末端給水)における基幹管路の耐震適合率	86.3% (2016) ↓ 100.0% (2024)	Ⅱ-ア	特になし	引続き早期の目標達成に向け、取組みを継続する。	企業局		
				県水道協議会の要請により、被災した水道事業者の復旧支援を行うほか、企業局の培った技術力を活用し、技術職員等の不足に悩む過疎自治体の水道施設整備を支援	○県の水道事業(末端給水)における重要給水施設に至るルートの耐震適合率	39.5% (2016) ↓ 100.0% (2023)	Ⅱ-ア	特になし	引続き早期の目標達成に向け、取組みを継続する。			
					○県の水道事業(末端給水)における「安心の蛇口」整備数	2箇所 (2016) ↓ 20箇所 (2025)	Ⅱ-ア	特になし	引続き早期の目標達成に向け、取組みを継続する。			
					○県の水道事業(用水供給)における基幹施設(浄水施設)の耐震化率	0.0% (2016) ↓ 100.0% (2024)	Ⅱ-ア	特になし	引続き早期の目標達成に向け、取組みを継続する。			
○県の水道事業(用水供給)における管路の耐震適合率	77.9% (2016) ↓ 100.0% (2024)	Ⅱ-ア	特になし	引続き早期の目標達成に向け、取組みを継続する。								
4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	①関係機関と連携した下水道施設の耐震化や下水道BCPの策定の推進が必要	①市町村の下水道処理施設等の耐震化や下水道BCPの策定を支援。防災訓練等により防災体制を強化	○重要な下水管きよの地震対策実施率	48% (2016) ↓ 100% (2022)	Ⅱ-イ	施策実施に必要な予算確保及び自治体の事業執行体制(人員)確保が課題	地震対策実施率について、進捗状況を反映した指標を再設定の上、目標達成に向け事業進捗を図る。	生活排水課				
		○農集集落排水施設の機能診断実施地区割合	○下水道処理場の地震対策実施率	85% (2016) ↓ 100% (2022)	Ⅱ-イ	施策実施に必要な予算確保及び自治体の事業執行体制(人員)確保が課題						
			○農集集落排水施設の機能診断実施地区割合	30% (2016) ↓ 100% (2022)	Ⅱ-ウ	施策実施に必要な予算確保及び自治体の事業執行体制(人員)確保が課題						
4-4 地域交通ネットワークが分断する事態	①大雨や地震による土砂崩落等で道路が寸断される事象が多く発生しているが、一方で、平地部から山間部まで、住居や観光地が分散し、それらをつなぐ道路は県内約5万kmに及びます。緊急輸送路の信頼性の向上など、防災・減災の観点から重点的・効率的に道路整備を図る必要があります。	①国道・県道において、地域の暮らしを支え、災害に強い道路網の整備を推進	●震災対策緊急輸送路にある橋梁の耐震補強の整備率	98% (2016) ↓ 99% (2022) 再掲	Ⅰ-ア	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における安定的な予算確保が必要	緊急輸送道路にある橋梁の耐震補強の整備率を100%とする。	道路管理課				
			□震災対策緊急輸送路にある道路斜面等の要対策箇所の対策率	85% (2016) ↓ 95% (2022) 再掲	Ⅱ-ア	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における安定的な予算確保が必要	緊急輸送道路のうち危険箇所の解消箇所数を目標とする。					
			緊急輸送路の供用延長(うち()は高規格幹線道路分)	31.1(7.6)km (2022) 再掲	Ⅰ-イ	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における安定的な予算確保が必要	緊急輸送道路は、災害時に避難・援助・物資供給の応急活動を迅速に行うため、緊急車両や道路利用者の通行を確保する必要があり、道路幅が狭く近年の落石等により通行止めの実績があるなど、緊急輸送道路のうち通行止めリスクの高い箇所の解消を優先して進める。	道路建設課				

第2期強靱化計画				第2期計画の数値目標の達成状況				第3期計画における取組の方向性	担当課室		
取り組むべき事項	32の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理 (脆弱性評価)	施策	指標	当時の現状(基準年度) ↓ 目標(達成年度)	目標の達成状況	施策実施に伴う課題・問題点 (具体的に記載)				
第5節	流通・経済活動の維持	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態	②地域交通ネットワークが分断された際、緊急輸送路などの補完、迂回機能が見込まれる基幹的な農道整備(橋梁等の保全対策)や県営林道の開設を進める必要があります。	農道整備事業で構築された道路構造物の耐震化等の保全対策を実施します。	〇緊急輸送路を補完する基幹的農道の保全対策実施延長 〇国道・県道等を補完する県営林道の開設延長	期間内目標11.1km 期間内目標3.7km	I-U II-U	特になし 自然災害が多発しており、林道施設災害復旧を優先せざるを得なかったため。目標未達成	— 新たな目標設定はしない	農地整備課 信州の木活用課
		5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	①企業の被害を最小限に抑え、早期の復旧を可能とするため、企業における事業継続計画(BCP)の策定支援が必要 ②BCPを策定した企業は、図上訓練等を通じてBCPの問題点を把握するなど、PDCAサイクルにより継続的にBCPの改善が必要	①BCP策定の手引きを作成するとともに、商工団体、民間保険会社とBCP策定支援に関する協定を締結するなど、企業BCPの策定を積極的に支援 ②BCPの運用・見直しを行い事業継続を達成する事業継続マネジメント(BCM)の定着に向け、図上訓練等を実施するセミナーを開催	〇長野県BCP策定支援プロジェクトによる策定支援件数	178事業(2013) ↓ 150事業者(2018~2022)	II-I	コロナ禍でBCP策定支援のための事業者訪問等ができていない時期があった。国の事業継続力強化計画へ申請がシフトしているため、BCP策定件数が伸び悩んだ。	企業の事業継続力向上の実効性を高めるため、BCP策定支援に加え、事業継続力強化計画の策定支援件数を含めた新たな指標を設定し、取組を継続	産業政策課
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	①NEXCO東日本は、高速道路ネットワークの機能を維持し、資産の安全性を確保するため、高速道路インフラの的確な維持管理・更新に取り組む。	①NEXCO東日本は、休憩施設の防災機能強化、大規模修繕の着実な実施、ICTと技術者が融合した総合的なメンテナンス体制のSMH(スマートメンテナンスハイウェイ)構想を推進	緊急輸送路の供用延長(うち())は高規格幹線道路分)	31.1(7.6)km(2022)再掲	I-I	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における安定的な予算確保が必要	緊急輸送道路は、災害時に避難・援助・物資供給の応急活動を迅速に行うため、緊急車両や道路利用者の通行を確保する必要があり、道路幅が狭く近年の落石等により通行止めの実績があるなど、緊急輸送道路のうち通行止めリスクの高い箇所を優先して進める。	道路建設課	
			②NEXCO中日本は、高速道路資産の経年劣化や潜在的なリスクに対し、安全・安心を確保するため、持続可能なメンテナンスサイクルを構築	②NEXCO中日本は、高速道路の長期健全化の確保に向けて、人材・体制の継続的な確保、コスト削減に資する新技術の導入を目指し、維持管理費の抑制と構造物の長寿命化の確立を図る	5年に1度の近接目視による定期点検の実施	橋梁52.7%、トンネル27.4%、シェッド1.4%(2016) ↓ 100%(2018) 100%(2019~2022)	I-U	防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における安定的な予算確保が必要	既に100%を達成しているため、別の目標(修繕等措置の完了)を掲載	道路管理課	
			③JR東日本は、耐震補強、新幹線早期地震検知システムや防災情報システムの導入、落石等災害防止対策の実施のほか、列車からの避難誘導訓練、代替輸送ルートの検討等に取り組む。	③JR東日本は、「究極の安全に向けて」を第一に掲げ、耐震補強、救助救命、自然災害・異常気象への対応、安全を守る仕組み・体制の充実を推進	—	—	—	—	—	—	—
			④JR東海は、耐震補強、列車を停止させるシステムの導入、落石覆い工、土石流を検知するセンサーの整備、復旧訓練の定期的な開催等に取り組む。	④JR東海は、災害による事故防止を柱の一つとして位置づけ、正常運行が阻害される事象に対し、訓練や施策を実施	—	—	—	—	—	—	—
			⑤しなの鉄道は、北しなの線を加え、より高いレベルの安全運行体制を確立・維持するため、訓練や、設備・車両の安全性の向上に取り組む。	⑤しなの鉄道は、北しなの線を含め、更なる安全管理体制の強化、施設・設備等の維持更新、安全性の向上、事故発生時の迅速な対応等を実施	—	—	—	—	—	—	—
			⑥基幹道路ネットワークについて、適切な代替性の確保が必要	⑥ 県等は、地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網の整備を進めます。(再掲)	—	—	—	—	—	—	—
			⑦点検等により現状を的確に把握し、優先度付けを行い、効率的な道路の維持管理が必要	⑦新幹線駅や高規格幹線道路等と県内の主要都市とのアクセス機能を向上させる道路の整備を推進	—	—	—	—	—	—	—
			⑧除雪及び凍結防止剤散布を効率的に実施し、冬期間の安全で円滑な道路交通の確保が必要	⑧トンネルや橋梁、シェッドの近接目視による点検を実施。技術職員が少ない市町村に対して点検が滞らないよう支援	—	—	—	—	—	—	—
			⑨関係機関と連携を図りながら、事前の除雪優先路線の設定など冬期間の円滑な道路交通を確保	⑨関係機関と連携を図りながら、事前の除雪優先路線の設定など冬期間の円滑な道路交通を確保	—	—	—	—	—	—	—
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞	①食料調達困難時に、避難所等に水、食料等の物資の供給が必要 ②農業用施設等の被災による農作物の生産能力の低下を防ぐため、老朽化、耐震化対策を実施し、農業用水の安定確保が必要 ③基幹的農業水利施設の長寿命化対策について、計画的な推進が必要	①協定締結団体・事業者との情報交換や緊急連絡先の定期的な確認を実施し、連携体制を強化 ②基幹的水利施設の耐震診断を推進するとともに、市町村、土地改良区が行う耐震強化の取組に支援 ③基幹的水利施設の長寿命化のため、機能保全計画を策定し、緊急性の高い路線の対策工事を順次実施	農業用水を安定供給するために重要な農業水利施設の整備箇所数	↓ 44カ所(2022)	I-I	特になし	第3期計画では、機能保全計画に基き基幹的農業水利施設の整備箇所数の目標値を見直しする。	農地整備課	
第6節	二次的な被害の防止	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生	①土砂災害の危険箇所を点検し、土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生の危険性の確認が必要 ②危険箇所の点検を的確に実施するため、国土交通省、砂防ボランティア協会等との連携体制構築が必要	①土石流、地すべりなどの土砂災害による二次災害発生を防止するため、迅速に急対策工を実施 ②国土交通省TEC-FORCEによる調査、砂防ボランティア協会等による協力体制を強化し、速やかに危険箇所の点検を実施	—	—	—	—	—	—
		6-2	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	①ため池等の損壊の事態に対し、迅速な避難や応急対策の実施のため、ハザードマップの作成などの推進が必要 ②老朽化した農業用ため池の計画的な改修が必要 ③農業用ため池の耐震化対策が必要 ④⑤県有ダム施設の損壊による二次災害発生を防ぐため、想定される最大級の地震が発生した場合におけるダム施設の損傷の有無について確認(耐震性能照査)が必要	①ため池等の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じるためのハザードマップの作成を推進 ②老朽化による堤体の変形や漏水、洪水吐の能力不足等、安全性が危惧されるため池の計画的な改修を実施 ③市町村・ため池管理者と連携してため池の耐震点検を実施し、集中的に耐震対策を推進 ④県が管理するダム施設については、地域の安全・安心に支障とならないように、適切な施設点検を行うとともに、ダム近隣で震度4以上の地震が観測された場合や堤体底部に設置した地震計で最大加速度25gal以上を観測した場合には、直ちにダムの臨時点検を行い、施設機能に影響を及ぼす損傷が発見された場合は速やかに修繕を行います。	ため池の耐震化工事完了箇所数 ため池ハザードマップの作成箇所数	6箇所(2016) ↓ 33箇所(2022) 31箇所(2016) ↓ 120箇所(2022)	I-I I-A	特になし 特になし	第3期計画では、防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき、数値目標を見直しする。 第3期計画では、防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき、数値目標を見直しする。	農地整備課
	6-3	有害物質の大規模拡散・流出	①危険物施設・設備の安全性の確保、防災応急対策用資機材の備蓄、自衛消防組織の充実強化、保安教育・訓練の実施等、保安体制の強化が必要	①危険物規制の趣旨、危険物施設の保安管理等について、危険物取扱者への講習により資質向上を図る。	—	—	—	—	—	—	—

第2期強靱化計画				第2期計画の数値目標の達成状況				第3期計画における取組の方向性	担当課室		
取り組むべき事項	32の起きてはならない最悪の事態	現状認識・問題点の整理 (脆弱性評価)	施策	指標	当時の現状(基準年度) ↓ 目標(達成年度)	目標の達成状況	施策実施に伴う課題・問題点 (具体的に記載)				
	6-4	農地・森林等の 荒廃	①農業、農村の多面的機能の維持、発揮のため、農地・農業水利施設等の保全活動の推進が必要	①農業者等が共同して取り組む地域活動や、地域資源の保全管理を行う活動を支援	●民有林の間伐面積	184,000ha(2020)	Ⅱーア	特になし	事業体の能力等の評価を行った上で、森林づくり指針の見直しに併せて目標を設定する必要がある。	森林づくり推進課	
			②山地災害による被害の軽減のため、間伐を推進し、森林の土砂災害防止機能を向上するなど、治山事業による「災害に強い森林づくり」が必要	②間伐を中心とした森林づくりを計画的に推進するとともに、木材の積極的な利用を促進し、森林の土砂災害防止機能を向上させる「災害に強い森林づくり」を推進	○民有林の間伐材搬出量	238,000m ³ /年(2020)	Ⅱーア	特になし			事業体の能力等の評価を行った上で、森林づくり指針の見直しに併せて目標を設定する必要がある。
					緊急に整備が必要な個所に近接し新たに治山事業によって保全される集落の数	0集落(2017) ↓ 200集落(2022) 再掲	Ⅰーア	特になし			目標は達成。引き続き集落保全のため、新たな目標数値を設定して治山事業を推進していく。
					○重要な施設を保全対象とする長寿命化対策がされた治山施設数	69施設(2017) ↓ 84施設(2022) 再掲	Ⅰーア	特になし			目標は達成。未だ老朽化した施設が存在するため、新たな目標数値を設定して治山施設の長寿命化対策を推進していく。
				地域との協働で行う事前防災治山計画の策定と防災マップの作成の実施箇所数	0箇所(2017) ↓ 25箇所(2022) 再掲	Ⅱーウ	特になし	目標は未達成だが、次期はソフト対策に係る各種取組を実施することとし、数値目標は設定しない。			
		6-5	観光や地域農産物に対する風評被害	①被災地がメディア等に繰り返し取り上げられることにより被災地ではない地域まで被災しているとの風評被害が発生。国内外に正しい情報の発信が必要 ②大規模災害が発生した場合、情報量の少なさや地理的な不案内に起因して、外国において実体以上に危険性が強調され、被災地域以外においても外国人観光客が減少するなど、より強い形で外国人観光客の動向に影響が生じることが懸念されます。そのことから、国内向けと同様に海外に向けても正確な情報提供を行う必要があります。	①国・市町村・関係団体等と連携し、ホームページ等を通じて正確に情報を発信。風評被害軽減のためのプロモーション支援等の適切な対応を実施 ②県は、国、市町村、関係機関等と連携して外国向け誘客プロモーション活動の施策を企画・実施し、海外に向けて、被災した観光地の状況と、正確な復旧状況の発信を行います。	—	—	—	—	—	
	6-6	避難所等における環境の悪化	①災害時の避難所運営がスムーズに進むよう、運営についての取り決めを、事前に定めることが必要。特に要配慮者や女性に対する配慮が必要 ②避難者の健康状態悪化の防止が必要 ③熊本地震では、高齢者や障がい者などの要配慮者について、一般避難所から福祉避難所へ移動する方を選定する際に、明確な基準がなく避難所の自治体職員が判断を迫られたり、障がい者が避難所への受け入れを断られるなどの事例があったことから、要配慮者の方が災害時に適正な避難生活を送ることができるようにする必要があります。	①避難所における、特に要配慮者や女性に必要な物品等の備蓄を推進。外国人観光客等に対応する通訳ボランティアとの連携を推進。マニュアル策定推進 ②市町村等と連携し、必要な保健師等の派遣を実施 ③県は、要配慮者の方が適切な避難生活を送ることができるよう、市町村と連携し、福祉避難所への移動基準や対象者リストを整備するよう周知するとともに、国のガイドライン等を活用し、要配慮者の方が避難所への受け入れを断られることがないよう、適正な避難所の運営管理について周知徹底を行います。	○災害対策用備蓄の確保(避難ルーム等)	400張 ↓ 現状を維持	Ⅰーウ	特になし	避難所TKB(トイレ、キッチン、ベッド)環境改善の取組み内容に改める。	危機管理防災課	
第7節	日常生活へ	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①市町村における災害廃棄物処理計画策定の促進が必要	①市町村における災害廃棄物処理計画策定について、技術的助言を実施	○災害廃棄物処理計画の策定率(市町村)	6%(2016) ↓ 60%(2022)	Ⅰーア	中小規模町村等については、平時の平均職員数が少ないこともあり災害廃棄物処理計画策定が進んでいない。	資源循環推進課	
		7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	①道路ががれき等が散乱し、支援車両等が通行できない事態に対し、速やかな道路啓開等が必要	①障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路等を考慮し、交通障害物を除去。大雪災害時には道路区間の指定を行い、車両の移動を指示	—	—	—	—	—	
		7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	①住宅の再建等を迅速に実施するため、明治初期に作成された公図の地籍調査の推進が必要 ②多数の住家の倒壊に伴う住宅再建に使用する木材の不足に対し、県産材等の安定供給の実施が必要 ③被災者生活再建支援金の支給により生活の安定と速やかな復興の支援が必要 ④災害時に被災者の生活の安定に資するため、地震保険の一層の加入促進が必要	①大規模災害への備えとして地籍調査を推進 ②住宅再建に使用する木材が不足した場合、木材関係団体等と連携して県産材等の調達を実施 ③支援金申請に必要な住家被害認定等が速やかに実施されるよう市町村に対して研修を実施 ④日本損害保険協会は、地震保険の理解・普及の促進や迅速・適正な保険金支払いの態勢整備をはじめ、防災教育の実施等の防災・減災に資する取り組みを実施	○DID及び宅地における地籍調査の実施率(県内対象面積:732km ²)	54%[398km ²](2016) ↓ 57%[415km ²](2022)	Ⅱーイ	特になし	優先地域(災害リスクの高いエリアや公共事業の実施が見込まれるエリア)との重複が比較的多い、山村部の進捗を図ったため、未達成となる見込み 大規模災害への備えという観点では、DID、宅地のみならず、山村部での実施も重要なため、次期計画においては、全体の進捗率を指標とすることを検討	農地整備課
		7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	①自主防災組織の立ち上げやその活性化に必要な支援を行い、地域防災力の向上が必要	①出前講座等を通じて自主防災組織を充実、強化。大規模自然災害の発生時に復興のための施策に関する方針を定め、計画的な復興を推進	●自主防災活動の支援 自主防災組織率	92.5%(2016) ↓ 93.5%(2022) 再掲	Ⅰーア	少子高齢化や過疎化などの社会情勢の変化に伴い、地域の防災を担う人材が不足し、防災体制が脆弱になっている。	目標を達成したが、短期間での役員交代や人材不足等により、活動の継続が課題となっている自主防災組織もあるので、引き続き、組織体制の強化や活動の充実を支援していく。	危機管理防災課

注) 目標の達成状況の考え方

I: 目標を達成

- Ⅰーア 第2期の目標数値を上積み又は継続する形で、第3期の目標を設定
- Ⅰーイ 第3期は新たな指標と数値目標を設定
- Ⅰーウ 取組を終了し、新たな目標は設定しない

II: 目標を未達成

- Ⅱーア 課題等を踏まえて数値目標を見直し、第3期目標として設定
- Ⅱーイ 課題等を踏まえ、第3期は新たな指標と数値目標を設定
- Ⅱーウ 課題や状況変化を踏まえ、新たな目標を設定しない

●しあわせ信州創造プラン掲載指標 ○個別計画掲載指標 □左記以外の指標